

令和7年第1回岐阜県議会定例会

教 育 警 察 委 員 会 資 料

(条例その他議案)

○議第44号

岐阜県警察本部組織条例の一部を改正する条例について

○議第45号

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

令和7年3月14日

岐阜県警察本部

岐阜県警察本部組織条例の一部を改正する条例について

警察本部警務課

1 条例改正の概要

地域部に事件事故に即応した初期的な警察活動を担う「機動警察センター」を設置し、地域部の自動車警ら隊、刑事部の機動捜査隊及び交通部の交通機動隊を統合するため、地域部の所掌事務に「初動警察活動に関する事項」を追加するもの

2 条例改正の趣旨

(1) 現状

自動車警ら隊、機動捜査隊及び交通機動隊（以下「3執行隊」という。）がそれぞれ独立していることで、突発事案発生時等における指揮命令系統や担当業務部門が異なるなど、所属間の連携や警察署への支援が必ずしも十分とはいえない。

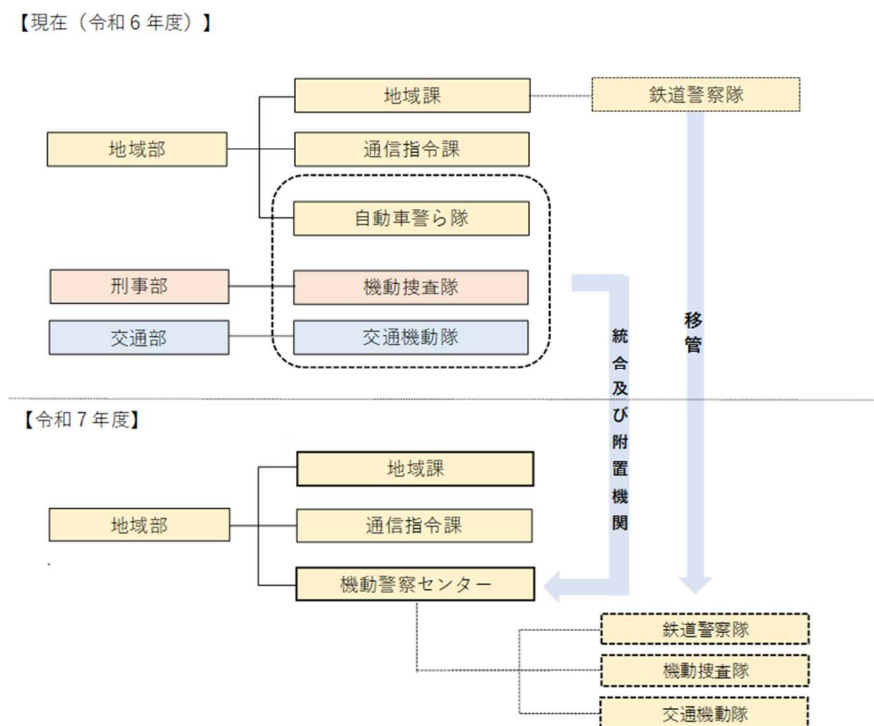
(2) 条例改正の効果

3執行隊を統合することで、所属間の縦割り等を排した組織体制を確立し、突発事案発生時等における迅速かつ円滑な初動対応や警察署への支援が可能となる。

また、地域部地域課に設置していた鉄道警察隊を機動警察センターに移管することで、限られた人員を効果的に運用して柔軟な対応も可能となる。

(3) 条例改正の必要性

刑事部及び交通部の執行隊を地域部に統合し、事件事故発生時に、3執行隊を一体として現場に集中投入することで早期解決を図るとともに、3執行隊の規模を生かして全警察署に対する支援の充実・強化を図るため、「初動警察活動に関する事項」を、地域部の所掌事務に加える必要がある。



3 施行日

令和7年4月1日

議第四十四号

岐阜県警察本部組織条例の一部を改正する条例について

岐阜県警察本部組織条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年二月二十一日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県警察本部組織条例の一部を改正する条例

岐阜県警察本部組織条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号（一）の下に「及び（二）」を加え、同号（二）を同号（三）とし、同号（一）の次に次のように加える。

（二） 初動警察活動に関する事項

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

提 案 説 明

地域部の所掌事務を変更するため、この条例を定めようとする。

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

警察本部交通規制課

自動車の保管場所の確保等に関する法律の改正（令和6年5月24日公布、令和7年4月1日施行）に伴うもの

手数料改正の背景

自動車の保管場所として道路が使用されないようにするために、自動車の保管場所の確保等に関する法律において、保管場所証明書や軽自動車の保管場所に係る届出、保管場所標章の表示義務等の制度が設けられている。

【保管場所標章の目的】

- 保管場所標章を交付した警察署に対する照会により、保管場所の位置の簡便・迅速な調査が可能
- 自動車の保管場所を外形的に第三者に明らかにすることで、自動車の所有者に保管場所の確保を動機付け、その継続的な履行を確保



【現状】

保管場所情報に係るデータベースが整備され、ナンバープレート情報から確認が可能となり、標章によらずとも目的が達成されている。

改正の概要

保管場所標章の廃止に伴い、

- 自動車保管場所標章交付手数料 500 円
- 自動車保管場所標章再交付手数料 500 円

を廃止するもの

期待される効果

- 自動車の所有者の負担軽減
 - ・ 手数料の廃止により経済的負担が軽減
 - ・ 電子申請の場合は、保管場所関係手続の全てをオンラインで完結させることが可能
- 都道府県警察における保管場所関係業務に係る窓口業務の負担軽減

施行日

令和7年4月1日

議第四十五号

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年二月二十一日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県警察関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一八の表一の項を次のように改め、同表二の項及び三の項を削る。

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第四百十五号）第四条第一項に規定する自動車の保管場所の確保を証する書面の交付又は同項ただし書に規定する当該書面に相当する通知の申請に対する審査	自動車保管場所証明書交付等申請手数料	一件につき	一、二〇〇
--	--------------------	-------	-------

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に警察署長が自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第四百十五号）第四条第一項ただし書に規定する通知を行った場合における自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十五号）による改正前の自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下「旧法」という。）第六条第一項（旧法第七条第二項（旧法第十三条第四項及び旧法附則第八項において準用する場合を含む。）、旧法第十三条第四項及び旧法附則第八項において準用する場合を含む。）に規定する保管場所標章の交付に係る手数料については、改正後の別表第一八の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提 案 説 明

自動車保管場所標章交付手数料を廃止するため、この条例を定めようとする。

